

第7章 インターネットで行える便利なサービスと税の教室

インターネットで行える便利なサービス

1. 市税の電子申告と電子納税(eLTAX)

堺市では、地方税ポータルシステムの「eLTAX（エルタックス）^(注1)」のサービスを利用して、市税の電子申告、電子納税が行えます。窓口に出向かなくてもインターネットを通じて簡単に手続きができますので、ぜひご利用ください。

(1) 電子申告について

■堺市で電子申告ができるもの

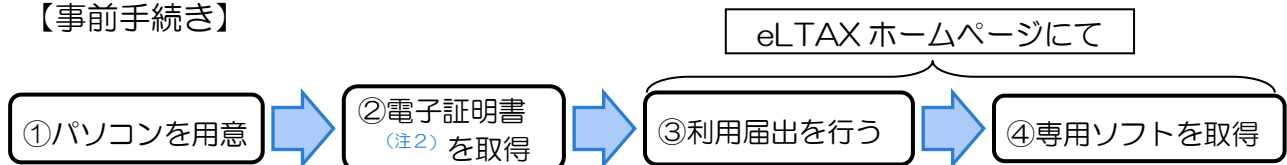
個人市民税・府民税（特別徴収）	給与支払報告書、特別徴収への切替申請書、異動届出書 納期の特例申請書、退職所得に係る納入申告書 など
法人市民税	確定申告書、予定申告書、法人設立・設置届出書 など
固定資産税（償却資産）	償却資産申告書、種類別明細書 など
事業所税	事業所税申告書、事業所等新設・廃止申告書 など

■利用できる方

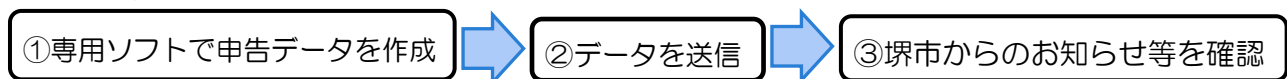
- 上記の申告を行う納税者
- 税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方

■利用するには？（詳しくはeLTAX（エルタックス）のホームページをご確認ください。）

【事前手続き】



【電子申告の流れ】



(2) 電子納税について

電子納税は、税目に応じて納付手続きの方法が異なりますので、eLTAX（エルタックス）のホームページを確認いただき、ご納付ください。

■堺市で電子納税ができる税目

- 個人市民税・府民税（給与所得等及び退職所得に係る特別徴収）
- 法人市民税
- 事業所税

(3) 電子申告・納税の問合せについて

- eLTAX について 地方税共同機構へ (<https://www.lta.go.jp/>)
eLTAX ヘルプデスク（電話）0570-081459

9時～17時（土・日・祝日、年末年始<12月29日～1月3日>は除く）

- 申告内容について 個人市民税・府民税（特別徴収）……………市民税課 特別徴収係
法人市民税・事業所税……………法人諸税課 法人課税係
固定資産税（償却資産）……………固定資産税課 償却資産係

（注1）eLTAXとは、地方税共同機構が運営するシステムです。

(注2) 利用できる電子証明書は、eLTAX ホームページでご確認ください。なお、税理士関与の電子申告は、納税者の電子証明書は不要です。
[ご利用時間] 8時 30 分～24 時 (土・日・祝日、年末年始<12月29日～1月3日>は除く)

2. 市税のホームページ

● パソコン版ホームページ

(<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/index.html>)

税金のお知らせや市税のあらましがご覧いただけます。市税事務所のご案内や証明書についても詳しく掲載しています。

「税金の申請書ダウンロード」のページから様々な申請書式をダウンロードしていただけます。

● 堺市 LINE 公式アカウント

LINE で「堺市」を友だち追加していただくと、メニューの手続きボタンから「市税の証明書」をクリックすることで「市税の証明書をとるには」をご覧いただけます。



3. 差押財産の公売情報メールマガジン



市税の滞納者から差し押さえた財産(動産・不動産・自動車)の公売を実施する際(不定期)に、日程などの情報をお知らせするメールマガジンです。あらかじめ登録していただいたパソコンや携帯電話に無料で配信します。どうぞご利用ください。

■ 登録方法

● パソコンから登録

(<http://www.city.sakai.lg.jp/communication/merumaga/index.html>)

堺市ホームページから利用登録ができます。

● 携帯電話から登録

インターネットおよび電子メールが可能な携帯電話から、m0001@emp.ikkr.jp に空メールを送信していただき、その後で返信されるメールの案内により登録してください。送信先アドレスは上の二次元コードでも読み取っていただけます。(対応機種のみ)

4. 租税教室（租税教育推進協議会による税の講師派遣制度）

国や地方公共団体の財政を支える税について、正しく理解をしていただくため、国・府・市の税務機関と教育機関や関係民間団体が協力して、児童、生徒、学生、社会人などを対象に租税教室の開催など様々な活動を行っています。

学校や市民講座などからの要請に基づき無料で講師を派遣し、身近な例や話題をもとに、税の意義、役割、仕組みや使い道など、「税」について考えるきっかけづくりを行います。

授業時間、内容などについては、ご相談ください。

また、租税教育用DVDも無料で貸し出していますので、お気軽に事務局までご連絡ください。

租税教室のお申し込みは、
堺税務署総務課内「堺租税教育推進協議会事務局」へ
電話(072) 238 - 5551（代表）
（自動音声案内に従い「2」を選択してください。）



5. どこでもセミナー～堺市生涯学習まちづくり出前講座～

市のしごとや制度について「講座メニュー」から選んでいただき、市職員がみなさんの地域に向いてお話しするものです。堺市税務部では、現在次の講座を提供しています。

- なるほど納得！やさしい市税講座 ～ 市税のしくみとその役割 ～
- 知っておきたい市税のしくみ① ～ 市・府民税(住民税)はどうやって決まるの？ ～
- 知っておきたい市税のしくみ② ～ 固定資産税はどうやって決まるの？ ～

●受講できる方

堺市内に在住、在勤または在学する10人の団体やグループです。

●申込方法

市役所市政情報センター、区役所市政情報コーナーなどにある申込書に必要事項を書いて、受講希望日の2週間前までに生涯学習課へお持ちいただくか、郵送、FAXまたは電子申請のいずれかの方法でお申し込みください。

堺市 市民人権局 男女共同参画推進部 生涯学習課
電話 (072) 228 - 7631 FAX (072) 228 - 8070
PC <https://shinsei.city.sakai.lg.jp>



●開催時間、開催場所

開催時間は、市役所の休業日以外の午前9時から午後9時までの間で2時間以内です。

開催場所は堺市内に限ります。会場、備品などは受講する団体・グループ(主催者)でご準備ください。